

# 同和問題の現状と啓発・研修の課題

2017.07.13. 石元清英（関西大学）

## I. 学生たちがもつ部落に対するマイナスイメージ

表1 部落に対するイメージ(部落問題教育の有無別) (%)

	全体		イメージなしを除く	
	ある	ない	ある	ない
総 数	242	159	176	126
暗い	29.8	34.0	40.9	42.9
明るい	0.4	1.9	0.6	2.4
こわい	18.6	15.7	25.6	19.8
やさしい	2.1	3.8	2.8	4.8
遅れた	12.4	20.1	17.0	25.4
進んだ	0.4	0.6	0.6	0.8
貧しい	36.8	42.1	50.6	53.2
豊かな	0.4	-	0.6	-
閉鎖的	39.3	50.9	54.0	64.3
開放的	0.4	5.0	0.6	6.3
皮革業が盛ん	14.5	6.9	19.9	8.7
食肉業が盛ん	9.5	8.8	13.1	11.1
高校進学率が低い	7.4	11.3	10.2	14.3
どのようなイメージももっていない	27.3	20.8	*	*

表2 部落や部落問題に関する意見や考え方

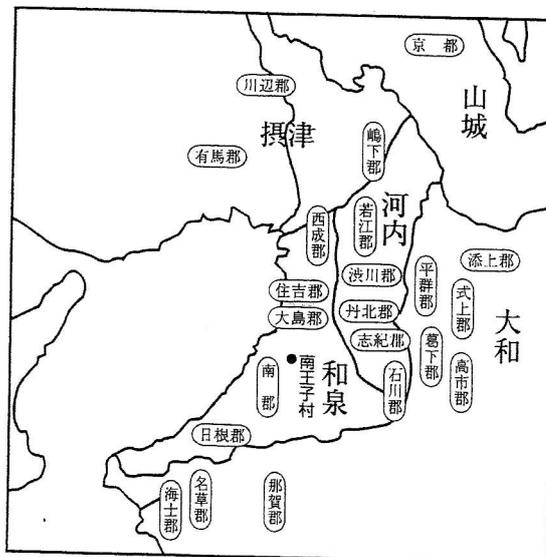
	同和教育 の経験	総数 (人)	そう思う	どちらかといえば		そう思わない
				そう思う	そう思わない	
部落では部落民ではない人との結婚が むずかしいため、近親結婚が多い	ある	242	13.1	39.3	28.1	19.0
	ない	159	9.4	52.2	20.1	18.2
企業の採用に際して身元調査により 部落民が採用されないことが多い	ある	242	10.7	35.1	33.5	20.7
	ない	159	8.8	37.1	35.8	18.2

表3 高校までに部落問題について、どのようなことを教わったのか

総数	(M.A. %)
江戸時代に身分制度について	242
現在の部落差別の厳しさについて	58.3
部落差別の不当性について	17.8
差別はしてはならないという注意	45.9
部落民の人間らしさについて	58.7
現在の部落の生活について	11.6
現在の部落の仕事について	6.2
結婚差別について	5.0
就職差別について	56.6
同和対策事業について	43.4
部落解放運動について	5.4
部落差別は解消しつつあることについて	40.9
部落の住環境の変化について	9.9
部落の仕事や生活の変化について	3.7
なぜ部落差別がなくなるのか、その理由について	6.2
その他	8.7
	1.7

表4 部落や部落問題に関する意見や考え方(同和教育の経験がある学生で、結婚差別、就職差別を習ったか) (%)

	結婚差別 就職差別	総数 (人)	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
部落では部落民ではない人との結婚が むずかしいため、近親結婚が多い	ある	137	16.8	40.1	29.2	13.9
企業の採用に際して身元調査により 部落民が採用されないことが多い	ない	105	8.6	38.1	26.7	25.7
	ある	105	11.4	38.1	36.2	14.3
	ない	137	10.2	32.8	31.4	25.5



【図】 南王子村の通婚圏 (1814～71年)

稲垣有一他『部落史をどう教えるか』(第2版)  
解放出版社、1993年、34ページ

## II. 学生の答案にみる部落観

### 1. ある学生の答案

つぎの設問について、それぞれ [ ] 内のキーワードをすべて用いて論述しなさい。

#### 1. 部落民とは何か、説明せよ。[ 血筋、近年の結婚、近世賤民、人口の流出入 ]

部落民とは、ある特定の地域に固まって住んでいる人々のことをいう。

その人々とは、昔の身分制度においてエタ、非人などの低い身分に置かれ、差別されてきた人々の血筋を持つ人々である。そのため、現在でも差別は続いており、「部落」という閉鎖的な地域に住まざるをえないのである。

近世賤民とされたエタ、非人などは、農民から年貢を得るために、農民の不満をそらす目的で作られた身分である。エタは、死牛馬の処理や犯罪者の逮捕など、一般の人が嫌がる仕事をさせられてきた。そして、近世賤民たちは、農業条件の悪い所や飲料水のない所など、生活しにくい所へ住まわされた。そして、その人々の子孫が部落民として今現在もその場所に住んでいる。

しかし、部落民に対する対策などが少しずつ行われている近年では、さまざまな変化が起こってきている。例えば、結婚についてである。昔は、部落内での結婚をするものがほとんどであった。そのため、血が濃くなりすぎて障害を持つ子が生まれてきたりと、問題が生じた。しかし、近年の結婚では部落外の人と結婚する者も出てきた。それにはやはり多くの問題点も生じるが、結婚して部落から離れようとする者も少なくないのである。そのため、最近では部落の人口の流出入も多くなってきた。それは、今述べた結婚も一つの原因であるが、部落外に仕事を求めて部落を出る人々もいるからである。しかし、部落民だからという理由で、一般の人とは同じようには仕事をさせてもらえないのが現状なのである。

このように、部落民は昔から現在までさまざまな差別にあい、その差別と戦っている。

### 2. 学生たちは部落がどこにあると思っているのか

- ・ 同和地区はそのほとんどが交通の便が悪いなかや山の方にある為に仕事も少なく...
- ・ 部落では若者は部落であることを嫌い、都会に出て行くことで部落での不安定な職に就くより安定した職を求めた。
- ・ 1960年代になると、部落の人たちも職を探すために部落から出て行くようになった。
- ・ 部落の人々は都会へ行くことが多くなり...
- ・ 高度経済成長のなかで仕事を求めて都心部に出て行く傾向にあった。都心部へ行って仕事が安定してきて、お金をたくさんもらえるようになった人達が再び部落の実家に戻ってきて改良住宅を行い、家を住みやすくした。
- ・ 部落民たちが社会に隔離された状態になっており、また山奥や崖の下など隠れた場所で暮らす部落民が多いため、住民票がなく、人口の流出入を簡単に行えないため...

丸部落はずっと山奥の、どこの地方にもあるあの隔絶された歴史をもつ部落の一つだった。戸数三十戸あまり、生業はわずかな田畑の耕作と炭焼き、ひどく貧しく、戦前はひどく差別され、ひどくしいたげられてきた。戦後だって同じようなものだ。血族結婚で精神薄弱や精神異常も多い。

(小松左京『失格者』1967)

### Ⅲ. これまでの同和教育は何をしてきたのか

1. 「差別はいけない」という結論だけの強調
2. 「差別について考えなければならない」という義務感
3. 結果としての、部落に対する異質視の強調
  - ・江戸時代の身分制について触れるだけの授業 → 血筋幻想を強化
  - ・差別の厳しさの一面的強調 → 部落＝異質なコミュニティという見方部落＝どこか知らないところに、自分たちとはまったく違った血筋の人たちが代々、住み続けている閉鎖的な地区がある

### Ⅳ. いま現在の部落を伝え、誤解・偏見を正すこと

#### 1. 部落の定義

原田伴彦「社会通念によって長いあいだいわゆる部落と見なされてきたところ、そして現にそう見なされているところが部落であり…」(『入門部落の歴史』、1973)

同和对策審議会「全国基礎調査」1963年

調査対象 「当該地方において一般に同和地区であると考えられている地区」

調査対象の範囲「当該地方において一般に同和地区であると認められる広がり」

同和对策事業特別措置法1条

「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」

#### 2. 部落民

原田「いわゆる部落に生まれ、部落に育ち、部落に住む人、また近い過去に部落に流入してきた人、あるいは近い過去に部落と血縁的なつながりをもつ人々らが、部落の人と見なされているのが現状であります」(『前掲書』)

総理府「全国調査」1975年

「同和地区に居住するもののうち、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造にもとづく差別により、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現在においてもその社会的経済的地位の向上が不当に阻まれていると認められる者をいう」

近世賤民 穢多・非人

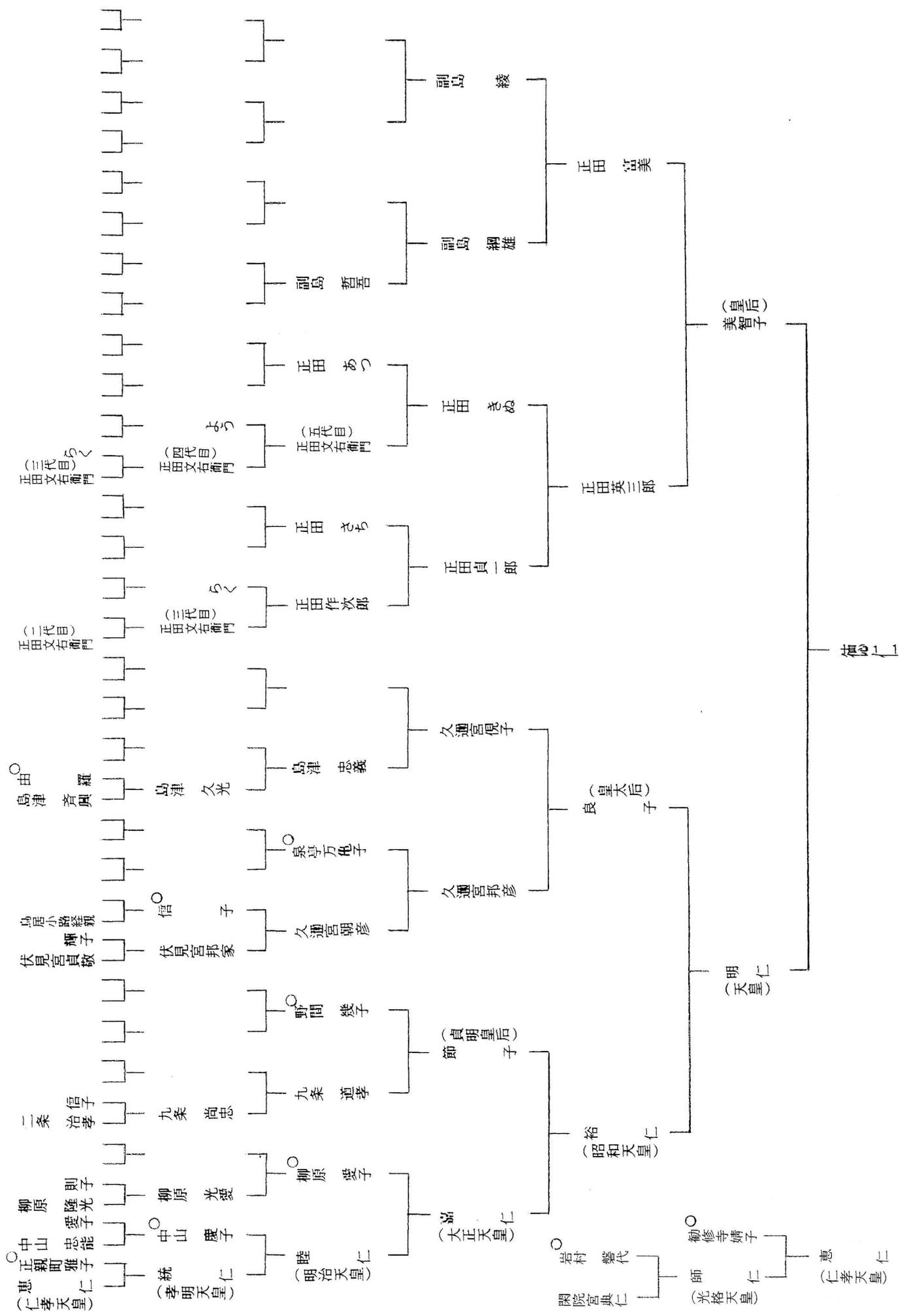
役負担 警刑吏

藩独自の賤民身分 茶筌 鉢屋 藤内

その他に 夙(宿) 清目 犬神人

声聞師(唱聞師、散所非人、陰陽師、院内) 千秋万歳 猿曳

鉢叩 時宗 遊行



108代[7]

後水尾 1596~1680 (1611~29)

109代

明正 1623~96 (1629~43)

後水尾の  
第2皇女

110代[1]

後光明 1633~54 (1643~54)

後水尾の  
第4皇子

111代[7]

後西 1637~85 (1654~63)

後水尾の  
第8皇子

112代[17]

靈元 1654~1732 (1663~87)

後水尾の  
第19皇子

有栖川職仁 1713~69

靈元の  
第17皇子

織仁 1753~1820

職仁の  
第6王子

韶仁 1785~1845

織仁の  
第2王子

幟仁 1812~86

韶仁の  
第1王子

威仁 1862~1913

幟仁の  
第4王子

熾仁 1835~95

幟仁の  
第1王子

閑院宮直仁 1704~53

東山の  
第6皇子

典仁 1733~93

直仁の  
第2王子

119代[10]

光格 1771~1840 (1779~1817)

典仁の  
第6王子

120代[11]

仁孝 1800~46 (1817~46)

光格の  
第6皇子

121代[4]

孝明 1831~66 (1846~66)

仁孝の  
第6皇子

122代[10]

明治 1852~1912 (1867~1912)

孝明の  
第2皇子

123代[1]

大正 1879~1926 (1912~26)

明治の  
第3皇子

113代[4]

東山 1675~1709 (1687~1709)

靈元の  
第4皇子

114代[7]

中御門 1701~37 (1709~35)

東山の  
第5皇子

115代[2]

桜町 1720~50 (1735~47)

中御門の  
第1皇子

117代

後桜町 1740~1813 (1762~70)

桜町の  
第2皇女

116代[1]

桃園 1741~62 (1747~62)

桜町の  
第1皇子

118代[1]

後桃園 1758~79 (1770~79)

桃園の  
第1皇子

欣子内親王 1779~1846

後桃園の  
第1皇女

[ ]内の数字は、皇后と側妻の人数の計  
生年~没年 (天皇在位期間)

## V. ひとつではなく、自分の問題としての人権問題

人権教育・啓発で重い人権課題をかかえた人たちを中心に取り上げることの意味  
人権に対する理解は、高まっているのか

misogyny

第36問 リストには、いろいろなことがらが並んでいますが、この中で、憲法によって、義務ではなく、国民の権利と決められているのはどれだと思いますか。いくつでもあげてください。(複数回答)

	(%)		
	1973年	1993年	2013年
ア. 思っていることを世間に発表する	49.4	39.0	36.4
イ. 税金を納める	33.9	39.5	46.8
ウ. 目上の人に従う	5.6	6.7	8.0
エ. 道路の右側を歩く	19.9	15.3	14.8
オ. 人間らしい暮らしをする	69.6	75.2	77.9
カ. 労働組合をつくる	39.4	25.5	21.7
キ. わからない、無回答	7.8	5.7	3.9

NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」